

高陽ドルフィンクラブ規約（短期会員用）

令和3年2月改定

（集中水泳教室、本科体験教室などの期間限定教室に参加をされる方に適用）

（名称および所在地）

第1条 本クラブの名称は、高陽ドルフィンクラブとし、広島市安佐北区落合2丁目15番5号に置く

（目的）

第2条 本クラブは各種提供する指導、サービスを通じ、会員の皆様の健全な心身の育成、又、スポーツや文化の振興を図ることを目的とする

（受講資格）

第3条 (1)本規約および諸規則を遵守できる方

(2)刺青(タトゥー含む)などをしていない方。ただし別途当社が認める場合を除きます

(3)暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員その他の反社会的勢力の関係者ではない方

(4)医師等により運動を禁じられていない事。又感染する恐れのある疾病を有せず本施設の利用に支障がないと申告された方

(5)過去に本クラブの運営を妨げる行為をされた方(会費や受講料の未納など規約に反する行為)

(6)妊娠中の方(ただし、医師の許可を得た上、自己責任にて参加される場合は許可する場合もある)

(7)前各号に定めるほか、当クラブが適当と認めた方

※上記1)3)5)は、入会希望者が未成年者の場合、本人同様保護者にも適用し、本人の入会資格の有無の判断とする

（受講料）

第4条 受講料は、各教室で定められた期日迄に現金もしくはクレジットカード(VISA/MASTER)にて本クラブへ直接納入する事とする。遅れる場合は理由を申出て教室開始日までに必ず支払う事とする。(キャンセルポリシーについても各教室の内容に準ずる)

尚、教室開始後については、支払い済の受講料はいかなる理由があっても返金をする事ができない(未受講の場合においても)

（指導内容）

第5条 参加者は決められた内容の指導を受講できる。水泳教室で同一コース内に複数クラス(レベル毎)がある場合は、泳力に応じ、コース内の各クラスに応じた指導を受講できる。ただし、開始後に確認できた泳力等の理由でコーチの判断にてクラス変更を実施する場合がある

（振替受講）

第6条【本科体験教室】 コース毎に定められた振替制度を利用する事ができる。(詳しくは受付に問合せください)

【その他教室(集中教室等)】決められた日程での開催の為、振替受講制度は適用されない。自己都合の欠席の場合の振替、返金はできない

（臨時休業）

第7条 施設整備その他、やむを得ない事由が発生した場合に限り臨時休業することが有る。基本は一週間前までにHPおよびクラブ内に提示にて通知する
ただし災害、その他やむを得ない理由の場合は直前となる場合、また事前に告知できない場合も有る

（賠償責任）

第8条 (1)受講期間中、水泳コースの会員について傷害保険に加入する。当該会員が施設内で傷害が発生した場合は、保険内容に基づき会員に補償する
ただし、損害を被った会員に対し当社の故意または過失が認められない場合は、必ずしも保証が受けられるとは限らない

(2)会員同士の行為によって怪我、事故等が生じたときは、会員同士の責任と費用においてこれを解決するものとする(保護者も含む)

(3)会員が施設を利用するにあたり、故意または過失により、当社、他の会員または第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うものとする

又、会員に同伴する利用者および来館者が当該損害を与えた場合、会員に同半した利用者および来館者と連帯し損害賠償責任を負うものとする

（受講料の不返還）

第9条 一旦納入した受講料などは、参加不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない

（厳守事項）

第10条 会員は下記のことを厳守すること

(1)当施設内、送迎バス内ではスタッフの指示に従うこと 又、安全を考慮して行動すること

(2)協調性を持ち、他の会員や地域の方々に迷惑をかける行動・言動を行わないこと

(3)教室申込時の内容(健康調査も含む)、又受講期間での必要事項にて虚偽の申し出を行わないこと

(4)その他、当クラブの運営を妨げる行動、言動を行わないこと

（除名）

第11条 本規約、又別紙送迎バス規約に違反するなど会員としてふさわしくないと認められる者は、クラブ内で検討後、受講期間中であっても、除名しその後の教室参加を認めない場合がある。

（携行品の管理）

第12条 会員の携行品の管理は本人にて行い、盗難、破損等について本クラブは損害賠償の責任を一切負わないものとする

（発効）

第18条 本規約は平成27年6月より発効する。